

仮想通貨 所得の計算方法等について

平成 29 年 12 月 1 日に国税庁個人課税課から仮想通貨に関する所得の計算方法等についての情報 F A Q が公開されました。

仮想通貨を売却又は使用することで生じる利益については原則として雑所得に区分され所得税の確定申告が必要となります。

仮想通貨で商品を購入したとき、他の仮想通貨と交換したときに含み益（商品価額と仮想通貨の取得価額の差額）がある場合は実現したものとみなされ課税されます。

公的年金以外の雑所得はその所得金額に応じて累進課税するという総合課税となります。

（仮想通貨の法的位置づけは資金決済法が適用されるため、株式や債券、外国為替証拠金取引など金融商品取引法には該当しないため申告分離課税の適用がなく総合課税により申告する形となる）

また売却損について公的年金以外の雑所得はそれ以外の総合課税の対象となる所得との損益通算ができません。

時価評価による含み益があったとしても未実現の含み益には課税されることはありません。

確定申告の対象となる所得が発生するケース（取引）

1. 仮想通貨を売却し利益を確定した場合
2. 仮想通貨での商品購入時に、取得時より値上がりした仮想通貨を使用した場合
3. 仮想通貨と仮想通貨の交換時、取得時より値上がりした仮想通貨を使用した場合
4. 仮想通貨のマイニング（採掘）により仮想通貨を取得した場合など

所得が発生しても確定申告が不要なケース

1. 年末調整済みの給与所得を有する方で、仮想通貨の売却又は使用による所得が 20 万円以下の方で他の所得がない場合
2. 公的年金等による収入が 400 万円以下で仮想通貨の売却又は使用による所得や他の所得が 20 万円以下の方
3. 給与所得や公的年金等による雑所得がなく、仮想通貨による所得や他の所得の合計所得金額が 38 万円以下の方

※給与による収入が 2,000 万円以上の方は他の所得の金額に関わらず確定申告が必要となります

仮想通貨の損益やその具体的な計算方法

1 仮想通貨の売却

3月9日に2,000,000円（支払手数料を含む）で4BTCを購入。
5月20日に0.2BTC（支払手数料を含む）を110,000円で売却
保有する仮想通貨を売却（日本円に換金）した場合、売却価額と仮想通貨の取得価額との差額が所得金額となる。

$$110,000 \text{ 円} - (2,000,000 \text{ 円} \div 4\text{BTC}) \times 0.2\text{BTC} = 10,000 \text{ 円 (所得金額)}$$

2 仮想通貨での商人購入

3月9日に2,000,000円（支払手数料を含む）で4BTCを購入
9月28日に155,000円の商品購入に0.3BTC（支払手数料を含む）を支払った
保有する仮想通貨を商品購入の際の決済に使用した場合、その時点での商品価額と仮想通貨の取得価額との差額が所得金額となる

$$155,000 \text{ 円} - (2,000,000 \text{ 円} \div 4\text{BTC}) \times 0.3\text{BTC} = 5,000 \text{ 円 (所得金額)}$$

3 仮想通貨と仮想通貨の交換

3月9日に2,000,000円（支払手数料を含む）で4BTCを購入
11月2日に他の仮想通貨購入（決済時点における他の仮想通貨の時価600,000円）の決済に1BTC（支払手数料を含む）を使用した。
使用時点での他の仮想通貨の時価（購入価額）と保有する仮想通貨の取得価額との差額が所得金額となる

$$600,000 \text{ 円} - (2,000,000 \text{ 円} \div 4\text{BTC}) \times 1\text{BTC} = 100,000 \text{ 円 (所得金額)}$$

4 仮想通貨をマイニング（採掘）により取得した場合

事業所得または雑所得の対象になります。

収入金額（マイニング等により取得した仮想通貨の取得時点での時価）から必要経費（マイニング等に要した費用）を差し引いて計算します。

例 マイニングのための機械、パソコンなど設備、電気代など

仮想通貨の取得価額

同一の仮想通貨を2回以上にわたって取得した場合の取得価額の算定方法は移動平均法が原則となります。

ただし継続して適用することを要件に総平均法を用いることも認められます。

複数の仮想通貨で取引している場合は個々の仮想通貨の損益を計算し最終的な仮想通貨としての所得を計算する形となります。

参考 世界で流通している仮想通貨で主なもの

ビットコイン（BTC）、リップル（XRP）、イーサリアム（ETH）、ビットコインキャッシュ（BCH）